

奨励金制度

住宅新築・リフォームに 商品券が交付されます

町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化と、消費拡大を図ることを目的に、奨励金事業が始まります。

4月1日以降に町内業者による施工で住宅の新築やリフォームを行う方に、奨励金(幕別町商工会が発行する商品券)を交付します。で、該当の方は届け出てください。

◆**実施期間** 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間に限って行います。

◆**奨励金の額**

- 500万円以上の新築等の場合は、「10万円相当」の商品券
- 100万円以上のリフォームの場合は、「5万円相当」の商品券

◆申請の流れ

本制度を利用するには、

- ① 下表に示す期間内に利用届出書を提出してください。(印鑑持参のこと。書類は役場窓口にあります。)

② 新築・リフォーム工事の施工

- ③ 工事完了後、奨励金の交付申請(書類は役場にあります)
- ④ 商品券を受領

新築・リフォームの契約時期	利用届出書の提出期間
4月から6月	4月1日から4月30日まで
7月から9月	7月1日から7月31日まで
10月から12月	10月1日から10月31日まで
1月から3月	1月6日から1月31日まで

◆事業者の方へお願い・対象業者の登録について

町内の住宅関連の事業者は、新築やリフォームの工事が完了する前に、本事業の対象業者の資格登録をしてください。登録申請書は、役場窓口にあります。(印鑑を持参のこと)

◆住宅新築リフォーム奨励金の対象要件は

	新築等	リフォーム
新築等 リフォームとは	次のいずれかを行うことです。 ① 新たな住宅を建築すること ② 既存の住宅を取り壊し、その場所に住宅を改めて建築すること ③ 分譲住宅を購入すること	次のいずれかの工事のことです。 ① 増築工事 ② 一部改築工事 ③ 耐震補強工事 ④ アスベスト飛散防止工事 ⑤ 省エネルギー対策工事 ⑥ 修繕工事 ⑦ 外構工事
交付対象者	町税等を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方 ① 町内業者により住宅の新築を行う方 ② 販売を目的に、町内業者が建築した未居住の住宅を購入する方	町税等を滞納していない方で町内業者により住宅のリフォームを行う方
対象工事 (1つの住宅について1回限りです。)	住宅の新築等に要する費用が500万円以上の工事。 ただし、町内業者以外の業者が請け負う場合は、町内業者が500万円以上の下請工事を行っていることが確認できる時は、対象となります。	住宅のリフォームに要する費用が100万円以上の工事。 ただし、町内業者以外の業者が請け負う場合、町内業者が100万円以上の下請工事を行っていることが確認できる時は、対象となります。

◆お問い合わせ・申込先 商工観光課 (☎) 幕 54-6606